

大気汚染防止法 VOC規制 対象施設

大気汚染VOC排出施設	規模要件	排出基準	
塗装施設(吹付塗装に限る)	排風機の排風能力 ^(注1) が100,000m ³ /時以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設(吹付塗装に限る。)	既設700ppmC 新設400ppmC
		その他の塗装施設(吹付塗装に限る。)	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 ^(注2) (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力 ^(注1) が10,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
接着の用に供する乾燥施設 ^(注2) (木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力 ^(注1) が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設 ^(注2)	送風機の送風能力 ^(注1) が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
グラビア印刷の用に供する乾燥施設 ^(注2)	送風機の送風能力 ^(注1) が27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設 ^(注2)	送風機の送風能力 ^(注1) が7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
化学製品製造の用に供する乾燥施設 ^(注2)	送風機の送風能力 ^(注1) が3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設 ^(注2) を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))ものを除く。)	1,000kl以上のもの(ただし、既設の貯蔵タンクは容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する。)	60,000ppmC	

(注1)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

(注2)「乾燥施設」には「焼付施設」も含まれる。